

「超城合体タメノブーンV」の使用に係る条件

- 1 関係法令の遵守に努めること。
- 2 承認を受けた目的以外で使用しないこと。
- 3 第三者が「超城合体タメノブーンV」に係る権利等を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに弘前市に連絡すること。
- 4 「超城合体タメノブーンV」を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対して全責任を負い、弘前市に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- 5 「超城合体タメノブーンV」の使用に際して、故意または過失により弘前市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。
- 6 本件「超城合体タメノブーンV」の使用承認を受けた事項を変更する場合は、使用承認変更申請書（様式第4号）を弘前市に提出すること。
- 7 本件「超城合体タメノブーンV」を使用する必要がなくなったときは、使用承認取消届（様式第5号）を弘前市に提出すること。
- 8 使用に当たっては、類似デザインの商標登録の有無については、当該個別分類ごとに商標調査を行うこと。
- 9 その他、本件「超城合体タメノブーンV」の使用に関する要綱に違反する行為を行わないこと。